

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 5 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700261号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年8月

私は、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与は手渡しによる現金で支給された旨陳述している上、請求期間に係る賞与明細書等の資料を所持していないため、請求期間の賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時在住していたB市及び同市を管轄区域とするC税務署は、いずれも請求者の請求期間に係る課税関係資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。